様式第３号（その１）　　（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

医療用機器賃貸借契約書

　地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（賃貸借物件）

第２条　乙は、以下に示す医療用器械を甲に貸付け、甲は、これを借り受けるものとする。

（１）品名、規格及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品　　　　　名 | 種類、形状、規格等 | 数　量 |
| 冷凍アブレーション装置 | CryoConsole | １式 |

（賃貸借期間）

第３条　物件の賃貸借期間は、平成29年４月１日 から 平成29年９月30日 とする。

（賃借料）

第４条　甲は、乙に対し、賃貸借の費用（以下「賃借料」という。）として、金　　　　円に消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を加えた額を支払うものとする。

　　２　前項に定める賃借料に係る消費税については、消費税法及び地方税法に基づき決定する。

（支払い方法）

第５条　乙は、当該月分の賃借料を、所定の様式により甲に請求するものとし、甲は検収を行い、業務履行を確認後、その代金を支払うものとする。

（代金の支払時期）

第６条　乙は、当該月分の賃借料を翌月の５日までに甲に請求し、甲は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

２　甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（保守責任）

第７条　乙は、甲の使用に支障のないよう、医療用機器の機能維持のための保守又は修理の責任を負うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって損害を与えた場合は、この限りではない。

　　２　前項の場合において、その損害が保険で補填されたときは、前項規程に関わらす、乙は請求しないものとする。

（契約の変更）

第８条　甲又は乙が、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第９条　乙は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。

（解　　除）

第10条　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

１　乙の責めに帰すべき理由により契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

２　前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

３　次のアからキのいずれかに該当したとき。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

　イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

　ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

　　カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者」

（協　　議）

第11条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定

める。

　　上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自

その１通を所持する。

　　　　　　平成　年　月　日

甲　静岡市葵区漆山860番地

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

院長　　　　　　　　印

乙